


所管部課	企画財政部 企画課	部長	神山 尚	
件名	東大和市組織条例の一部を改正する条例について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市交通安全対策審議会設置条例、東大和市都市計画審議会条例、東大和市環境保全審議会条例、東大和市予防接種健康被害調査委員会条例、東大和市下水道使用料審議会条例、東大和市地域福祉審議会条例、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例、東大和市子ども・子育て支援会議条例		
	部課機関	市長部局各部、教育委員会各部		
<p>1 要 旨</p> <p>令和4年4月1日付けの組織改正に向け、地方自治法第158条の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織及び分掌事務の見直しを行うものである。</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>(仮称) 東大和市新総合計画に基づく施策等を推進する体制を整備するとともに、行財政運営のスリム化、効率化の視点を持って、組織全体の最適化を図ることを目的として、令和4年4月1日付け組織改正により部を含めた全庁の組織再編を行うため、部の名称及び分掌事務を改める。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>① 第1条の表中「市民部」を「市民環境部」に、「子育て支援部」を「子ども未来部」に、「福祉部」を「地域福祉部」と「健幸いきいき部」に、「都市建設部」を「まちづくり部」に改め、「環境部」を削る。</p> <p>② 第2条の表中、以下のとおり、各部の分掌事務を改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「検査に関すること」を企画財政部から総務部に移管する。 ・改正前の環境部の「環境及び公害に関すること」、「廃棄物の処理及びリサイクルに関すること」を市民環境部に、「都市緑化に関すること」をまちづくり部に移管する。 ・改正前の市民部の「文化振興に関すること」、改正前の子育て支援部の「青少年に関すること」を教育委員会に移管するため削る。 ・改正前の福祉部の所掌事務を地域福祉部と健幸いきいき部に分割する。 等 <p>(3) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>(仮称) 東大和市新総合計画に基づく施策等を推進する体制を整備するとともに、行財政運営のスリム化、効率化の視点を持って、組織全体の最適化を図ることができる。</p>				
2 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
文書課審査済み。				
3 留意事項 (問題点等)				
4 主管部処理案 (検討結果等)				
令和3年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。				
5 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。